

社会保険未適用事業所の解消が喫緊の課題

～ 加入指導に応じない場合は、『立入検査』へ～

日本年金機構 名古屋北年金事務所

すべての法人事業所及び、常時5人以上の従業員を使用している個人事業所（ただし、サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務、宗教などは除かれます）は、法律に基づき、厚生年金保険・健康保険（以下、「社会保険」という）の加入が義務づけられています。

しかしながら、昨今の経済情勢等を理由として、社会保険の加入手続きをしない事業所が多いのも事実です。

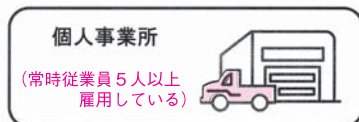
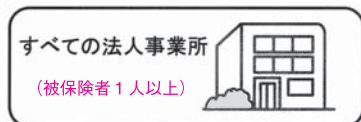
日本年金機構では、適用事業所に働く皆様の将来の年金の受給権や、病気・ケガ（業務上・通勤災害を除く）をした時の医療保障等を確保するために、積極的に適用促進

事業を展開しています。併せて、社会保険にお

けるメリットもお伝えしています。（…意外

厚生年金保険・健康保険の加入義務について

次の事業所は、厚生年金保険・健康保険の加入が法律で義務づけられています。（強制適用事業所）



※ 5人以上の個人事業所であってもサービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務、宗教などの事業所は強制適用事業所から除かれます。強制適用事業所以外の事業所でも、一定の条件を満たせば厚生年金保険と健康保険に加入することができます。（任意適用事業所）

日本年金機構
「厚生年金保険・健康保険制度のご案内」パンフレットより

とこれが、新設法人等には知られていないことがあります。

例えば、

- 保険料は労使折半です。
- 会社負担分の保険料は損金扱いです。
- 障害年金、遺族年金は国民年金よりも増額です。
- 健康保険の扶養者分の保険料は無料です。

他方、関係官署や業界団体からの情報提供のほか、同業者や個人からの通報等も多く、適用調査対象事業所の数は年々増加している状況にあります。

このような実情を踏まえ、日本年金機構では、詳細な計画に沿って、当該事業所の事業主様に対して、文書による来所要請、臨場による個別指導等を実施するほか、外部委託事業者によるアンケート、電話勧奨などを実施しています。

万一、再三にわたる加入指導にもかかわらず、自ら加入手続きをされない場合は、『立入検査』を執行し、当然、最大2年遡及の資格取得届を徴取します。これを拒否、もしくは忌避した場合等は罰則が適用され、時として警察署の協力を仰ぐこともあり、当該事業所に与える影響は計り知れません。

会社で働くお一人おひとりが、安心・安全にお仕事に励んでいただけますよう、事業主の皆様は常に適正な届け出をお願いいたします。

【お問い合わせ先】
日本年金機構名古屋北年金事務所 厚生年金適用調査課（☎052-912-11216、〒462-8666 名古屋市北区清水5-6-25）